

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 R 9 北広島管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	舗装取壊工 A 及び舗装取壊工 A 処分費の数量の算出根拠についてご教示ください。 まず、舗装取壊工 A で既設舗装の表面を 2cm を小型切削機で切削することと、樹脂舗装(アスファルト塊含む)の廃棄物が $340.8 \text{ m}^2 \times 0.02\text{m} \times 2.35 \div 16\text{t}$ を撤去することになります。その後、歩道取壊(ロードヒーティング含む)の廃棄物が $70.1 \text{ m}^2 \times 0.08\text{m} \times 2.35 \div 13\text{t}$ を撤去することになると思います。どちらの廃棄物も最終処分場へ搬出(有償)と指定されていますが、特記仕様書の処分費の区分内容には建設混合廃棄物(樹脂舗装(アスファルト塊含む))の処分費と記載されています。 歩道取壊(ロードヒーティング含む)の廃棄物の処分費は舗装取壊工 A に計上するのでしょうか？それとも、舗装取壊工 A 処分費の 15.4t が約 29t へ数量変更なるのでしょうか？	特記仕様書 2 4 - 3 - 2 (6)「支払」に示すとおり、「舗装取壊工処分費」には建設混合廃棄物の処分費のみが含まれており、歩道取壊(ロードヒーティング含む)の廃棄物の処分費は「舗装取壊工 A」に含んでいます。
2	交通規制標識類は貸与いただけるのですが、その他の受注者が用意するもののうち土木工事等単価ファイルに定める標識等安全施設費に含まれない規制材は何が対象になるのでしょうか？	設計図を参照の上、必要な費用を計上してください。

番号	質問事項	回 答
3	車線規制 A の標準交通規制時間が日の出～日没となっていますが、交通保安要員の拘束時間が 22 時～翌 5 時にかかることはありますか？労務費補正のない時間帯(5 時～22 時)で行うと考えると問題はないでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	連続車線規制 A と B について、工事稼働時間と不稼働時間で交通保安要員の配置人数が異なりますので、工事稼働時間帯又は工事不稼働時間帯をご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	連続車線規制 A と B の工事不稼働時の 2 名について休憩時の交替要員の計上は必要でしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考えください。
6	連続車線規制 A と B では土日を 1 回はさみませんが、その 2 日間は工事不稼働日として考えればよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	交通誘導警備員 B2 の配置時間について、輪厚 PA の作業可能時間が設計図書からは読み取れませんので配置する時間帯がわかりません。交通誘導警備員 B2 の拘束時間は何時から何時と考えるとよろしいでしょうか？	特記仕様書 8－6「交通規制可能時間」に示す条件の中で、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
8	交通誘導警備員 B1 の配置時間について、通行止め時間帯は 22:00～翌 5:00 だと思いますが交通誘導警備員 B1 の拘束時間は何時から何時になりますか？前後 30 分ずつの移動時間考慮し、21:00～翌 6:00 が拘束時間という認識でよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考えください。

以 上